



令和6年3月5日
物流・自動車局
審査・リコール課

自動車の装置の製作者に対する行政処分を行いました

自動車の装置の製作者に対し、3月5日付けで下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる装置製作者

株式会社豊田自動織機

2. 不利益処分内容及び原因となる事実

別紙のとおり。

(問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛭原

代表：03-5253-8111 (内線 42313、42314)

直通：03-5253-8595